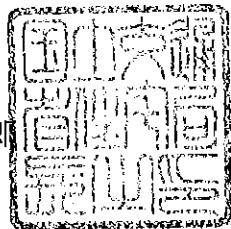


あんしん賃貸支援事業に係る連携体制の構築等を行う者に対する
補助事業の開始についての公示

平成22年5月19日

国土交通省住宅局長 川本 正一郎



次のとおり、あんしん賃貸支援事業に係る連携体制の構築等を行う者に対する補助事業の開始について公示します。

1. 事業概要

- (1) 事業名 あんしん賃貸支援事業に係る連携体制の構築等を行う事業
(2) 事業目的

本事業は、あんしん賃貸支援事業に係る連携体制の構築等を行う者に対して、国が必要な費用を補助することにより、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人（以下「高齢者等」という。）の民間賃貸住宅への入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援することを目的とする。

- (3) 事業内容

あんしん賃貸支援事業の実施に関する次的事項

① 居住支援活動に関する業務

ア 地域において居住支援活動を行うNPO・社会福祉法人等（以下「居住支援団体」という。）の居住支援活動に対する支援

イ 居住支援団体向け研修会の企画運営

ウ 居住支援活動に関する関係機関との連携、情報共有等の実施

② 居住支援体制推進のための調査

③ 実施主体間（地方公共団体、NPO・社会福祉法人、仲介事業者等）の連携体制の構築に必要な情報収集、普及方策の相互共有、推進体制の構築促進のための会議開催等の業務

④ 本事業の普及促進のための説明会の企画運営

- (4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成22年6月中旬～平成23年3月31日

2. 補助対象事業者の要件

- (1) 公平性及び中立性に関する要件

- ・本事業の実施によって得た情報により営利を得る者ではないこと。
- ・その他事業を実施する上で公平性及び中立性を有すること。

- (2) 技術能力に関する要件

- ・本事業を実施する上で必要な情報収集能力、高齢者等の民間賃貸住宅への円滑入居に係る専門的な知見を有していること等、事業を的確に遂行する能力を有すること。

- (3) 守秘性に関する要件

- ・知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。

- (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件
- ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 提案の手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省住宅局住宅総合整備課 大友
電話 03-5253-8111(内線 39325) ファクシミリ 03-5253-1628
電子メール ootomo-r2za@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 平成22年5月19日から平成22年6月1日まで
- ②方法 説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行い、手交、FAX、e-mailにより交付。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 平成22年6月2日18時00分まで

- ②場所 上記担当部局

- ③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）

「Microsoft Word2003」「Microsoft Excel2003」「Just System 一太郎2004」「Adobe Acrobat Reader4.0」以前の形式に限る。

- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

- ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、補助事業の目的に合致した提案書等を提出した者を採択する。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)と同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそ

れがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかつた提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を提案書を提出する際に申し出ること。

- (7) 詳細は説明書による。